

第15回古河市・総和町・三和町合併協議会会議録

○日 時 平成17年7月26日(火) 午後2時06分から午後3時11分

○場 所 三和町役場 大会議室

○会長あいさつ

○議事

(1) 承認事項

承認第8号 平成16年度古河市・総和町・三和町合併協議会歳入歳出決算の承認について

(2) 報告事項

報告第24号 市章の制定方法について

報告第25号 新市の組織機構について

報告第26号 事務事業の調整結果について

(3) 協議事項

協議第58号 新市の特別職の報酬等について

協議第59号 古河市・総和町・三和町合併協議会の廃止について

○その他

○出席委員(30名)

会 長 舘 野 喜重郎

副会長 小久保 忠 男 白 戸 仲 久

委 員 落 合 道 雄 峯 正 一 清 宮 正 人 針 谷 勇

渡 邊 澄 夫 大 里 八 郎 柳 優 齊 藤 一 恵

内 藤 勝 義 山 室 和 男 轟 見 進 増 田 悟

山 腰 進 印 出 和 夫 渡 辺 美智子 小 西 昌 弘

白 石 幸 雄 岩 本 清 治 田 中 衛 八 岩 田 享 子

青 木 來三郎 粕 田 良 一 江 田 隆 記 森 田 悦 男

堤 義 雄

○欠席委員(3名)

委 員 小 林 實 今 泉 優 大 木 康 造

○代理出席 根 本 博 文(岡田委員代理) 大 貫 公 彦(笠尾委員代理)

○監査委員(1名)

委 員 赤 岩 茂

午後2時06分開会

○栗原事務局次長 本日は、お忙しいところ、また、悪天候のところお集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただいまより第15回古河市・総和町・三和町合併協議会を始めさせていただきます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます合併事務局の栗原です。どうぞよろしくお祈いします。

毎回ではございますが、会議を始める前にお願いがございます。

報道機関の皆様方には、写真撮影につきましては頭撮りまでとしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、傍聴される皆様におかれましても、会議が円滑に進むよう、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

なお、携帯電話につきましては、どなた様におかれましても、電源を切っていただくか、マナーモードの対応で、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、初めに、館野会長よりごあいさつを申し上げます。

○館野会長 皆さん、こんにちは。

本日は、台風の襲来という悪天候にもかかわらず、また、公私ともお忙しいところ、第15回合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

合併協議会は、去る3月28日に開催されました第14回合併協議会以来の開催となりました。本日に至るまで、合併に必要な手続が進められてまいりました。

6月22日に茨城県議会の議決を受けまして、23日に知事決定がされました。同日、知事から総務大臣に届けがなされました。そして、7月14日付で、総務省告示第778号にて総務大臣の官報告示が出されました。これで、合併に関する法的な手続はすべて完了いたしまして、9月12日の1市2町の合併が正式に決定し、新古河市が誕生することに相なりました。これもひとえに、合併協議会委員の皆様方を初めとする関係各位の皆さんの合併に対する力強い、温かいご協力、思い、そしてまた、ご支援のたまものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日が最後の会議になろうかと思ひます。今までの課題事項などにつきまして、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、最後まで審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○栗原事務局次長 ありがとうございます。

次に、茨城県の方で人事異動がありまして、合併協議会委員の変更がございましたので、ここでご紹介させていただきたいと思ひます。そして、一言ごあいさつをお願い申し上げます。

最初に、茨城県市町村課課長岡田克幸様でございます。

なお、岡田様につきましては、本日、公務のため欠席という連絡をいただいております。

同じく、茨城県県西総合事務所所長堤 義雄様でございます。一言お祈いします。

○堤委員 ただいま紹介いただきました県西総合事務所長の堤と申します。どうぞよろしくお祈いします。

先ほど会長さんからお話がありましたように、すべての手続を終了したということで、9月12日には新生古河市として誕生することだろうと思ひます。

新生古河市になって、本当に合併してよかったというまちづくりを進める必要があると

思いますので、皆様方とともに、県としても県西地方総合事務所としても、しっかり応援してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○栗原事務局次長 ありがとうございます。

なお、岡田様と堤様の委嘱状につきましては、あらかじめお手元の方に届いております。略式ながら、これをもちまして委嘱状の交付としてお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

まず、さきに届けてあります第15回の会議資料、それと合併協議会だよりの12号があろうかと思ひます。それと、先ほど会長が述べたとおり、官報告示のコピーですね、このコピーの1部があろうかと思ひます。それと、名簿と座席表の1部、両面刷りのコピー、この3点が本日お手元に届いているかと思ひますので、ご確認をいたしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が行うことになっておりますので、館野会長に議長をお願いし、議事を進めさせていただきますと思ひます。

会長、よろしくお願ひいたします。

○館野会長 それでは、本日の出席委員数は、協議会規約第10条の定めによる定足数に達しておりますので、ただいまより議事に入らせていただきます。

まず、協議会会議録運営規程第7条第2項の規定によりまして、会議録署名人の指名をいたします。

会議録署名人には、古河市の柳 優委員、総和町の山室和男委員、三和町の田中衛八委員を指名いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

今協議会では、次第にありますように議事6件を上程させていただきます。

それでは、まず、承認事項から入らせていただきます。

承認第8号 平成16年度古河市・総和町・三和町合併協議会歳入歳出決算の承認について。

この案件については、平成16年度の合併協議会歳入歳出決算がまとまりましたので、協議会財務規程第7条第1項の規定によりまして、去る5月30日に監査委員さん3名による決算審査をお願いしてあります。本日、協議会の承認を求めものでありまして、まず、事務局より決算報告についての説明をお願いいたします。

○綾部開庁準備班員 ご説明をさせていただきます。

承認第8号 平成16年度古河市・総和町・三和町合併協議会歳入歳出決算の承認について。

平成16年度古河市・総和町・三和町合併協議会歳入歳出決算について、別紙のとおり調製したので承認を求めます。平成17年7月26日提出。古河市・総和町・三和町合併協議会会長館野喜重郎。

資料の3ページをごらん願ひます。

まず、歳入でございますが、1款から3款までございまして、歳入合計は、予算現額3,059万8,000円に対しまして、調定、収入済額とも3,059万7,834円でございます。

次に、歳出につきましても1款から3款までございまして、歳出合計は、予算現額3,059万8,000円に対しまして、支出済額2,724万5,029円でございます。

差引残額につきましましては、収入済額から支出済額を引きまして335万2,805円となっておりまして、17年度に繰り越すものでございます。

内容につきましては、4ページからの事項別明細書をごらん願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款の負担金につきましては、市町負担金ということで、1市町当たり、均等に1,019万6,000円を負担いただいたものでございます。

2款の繰越金につきましては、15年度繰越金として9,690円の収入がございました。

3款の諸収入につきましては、預金利子として144円の収入がございました。

次に、5ページの歳出をごらん願います。

1款1項1目の協議会費、これにつきましては256万円の予算現額に対しまして、185万3,230円の支出がございました。

支出額と主な内容を申し上げますと、1節の報酬98万4,000円、内容は協議会委員さん、監査委員さんの報酬でございます。

9節の旅費、支出はございませんでした。

11節の需用費8万5,820円、協議会時の食糧費ということで、飲物代でございます。

12節役務費2万3,310円、委員さん方の公務災害保険料でございます。

13節委託料73万7,100円、内容は8回分の会議録作成費でございます。

14節使用料2万3,000円、協議会時の会場借上料となっております。

次に、事務局費につきましては、1,303万2,000円の予算現額に対しまして、1,241万9,735円の支出がございました。

9節の旅費4,400円、職員の出張時の旅費でございます。

11節需用費171万7,933円、消耗品が主に用紙代、トナー代など、燃料費が公用車のガソリン代、印刷製本費が主に複合機のカウンタ料でございます。

12節役務費2万7,190円、文書の郵便代でございます。

14節使用料1万9,300円、出張時の有料道路通行料でございます。

18節備品購入費11万2,640円、管理備品ということで、パソコンのウイルスソフト代でございます。

19節負担金1,053万8,272円、県派遣職員と臨時職員の給与等の負担金でございます。

次に、2款の事業推進費につきましては、1,451万2,000円の予算現額に対しまして、1,297万2,064円の支出がございました。

11節の需用費443万3,814円、内容は印刷製本費ということで、6回分の協議会だより、建設計画のダイジェスト版の発行でございます。

13節委託料853万8,250円、合併支援業務ということで、例規立案業務、建設計画策定業務となっております。ほか、ホームページ更新業務、合併調印式運営管理業務でございます。

なお、以前の協議会において承認をいただいておりますが、この13節より2款1項の

11節に80万円、19節に110万3,000円、トータル190万3,000円を流用させていただいております。

最後に、6ページの予備費でございますが、49万4,000円の予算に対しまして、充用はございませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○館野会長 ただいま説明が終わりました。

続きまして、本日、3名の監査委員さんの中を代表いたしまして、三和町代表の赤岩監査委員さんにご出席をいただいておりますので、監査の結果の報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○赤岩監査委員 では、監査報告をさせていただきます。

お手元の資料の7ページをごらんいただければと思います。

去る平成17年5月30日、押田監査委員、桑原監査委員とともに3名で、古河市役所301会議室におきまして、平成16年度古河市・総和町・三和町合併協議会歳入歳出決算書につきまして監査をさせていただきました。

監査手続といたしましては、帳簿、通帳、それから関連書類を調査しまして、また、関連質問をさせていただきました。

監査の結果、平成16年度決算書及び関係書類の内容は、いずれも適正に処理されており、その計数は正確であると認めます。

以上、報告をさせていただきます。

○館野会長 ありがとうございます。

この案件につきまして、何かご意見、ご質疑等がございましたらお受けしたいと思います。

特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館野会長 それでは、この案件について承認の採決をさせていただきます。

承認第8号 平成16年度古河市・総和町・三和町合併協議会歳入歳出決算の承認について、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館野会長 それでは、この案件につきまして異議ございませんでしたら、挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○館野会長 挙手全員であります。したがって、本件は承認されました。

なお、ここで、赤岩監査委員さんにはこれをもって退席させていただきたいということでございますので退席いただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、報告第24号 市章の制定方法について、事務局より説明をお願いいたします。

○栗原事務局次長 それでは、説明させていただきます。

報告第24号 市章の制定方法について。このことについて、別紙のとおり報告します。平成17年7月26日提出。古河市・総和町・三和町合併協議会会長館野喜重郎。

9ページをお開きいただきたいと思います。

市章の制定につきましては、市章については新市において定めるということで、合併協定が既になされております。この協定に基づきまして、新市において速やかに市章を制定するというので、古河市市章募集要項を制定させていただきました。10ページと11ページの方に、その要項を掲載させていただいております。

募集要項につきましては、細かい趣旨的なこと、募集条件、そして方法、あるいは応募等について細かく載っております。

作品募集の周知につきましては、きょう、皆さんのお手元の方にも、だよりの12号を配付させていただきましたけれども、その一番裏側の方に、市章のデザイン募集ということで、全戸配布させていただきます。7月25日が三和ですか、28日が総和、そして8月1日に古河ということで、3市町全世帯の方に、だよりを通してこれを配布させていただく予定です。

なお、それと、合併協議会のホームページ、そして3市町のホームページにも掲載予定です。それと、公共施設等には募集のチラシ等も配布予定になっております。

なお、募集期間につきましては、8月3日水曜日から9月2日金曜日まで、約1カ月間募集期間を定めさせていただいております。

作品の選考につきましては、あくまでも新市においてということですので、新市において、仮称ですけれども、新市市章候補選定委員会等を設置させていただきまして、5作品を選定し、その中から住民のアンケートを実施しまして決めていくという形をとる予定でございます。

賞の贈呈ですけれども、これは新市において贈呈する予定です。優秀作品、これは採用作品ですね、1点、賞品としては20万円、そして優秀賞4点ほど、各3万円ということで賞の贈呈を予定されております。

最後に、市章制定の流れですけれども、先ほど言ったとおり、7月下旬から8月上旬にかけて、広報あるいはホームページ等で市民の方々に周知させていただく。そして、8月3日から9月2日まで市章の募集を行います。そして、9月12日に新市が誕生しますけれども、その後、9月中旬から10月上旬にかけて、仮称ですけれども、候補の選定委員会を設置させていただいて、選定基準に基づきまして5作品を選定していただく。そして、10月中旬から11月にかけて、5作品の住民アンケートを実施しまして、その結果を参考に3作品を決定する。そして、11月下旬に、アンケート結果によりまして、あくまでも新市長が決定をしていくという形になります。新市長が決まり次第、11月中に決定していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、報告を終わります。ありがとうございました。

○館野会長 事務局の報告が終わりました。

新市において速やかに市章を制定することになりまして、募集は、合併前に市章の公募をさせていただくものでございます。

何かご質問がございましたら挙手願ひます。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館野会長 ないようですので、これは報告ということで、以上で報告とさせていただきます。

続きまして、報告第25号 新市の組織機構についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○上竹事務局次長 合併協議会の上竹でございます。

それでは、報告させていただきます。

報告第25号 新市の組織機構について。このことについて、別紙のとおり報告します。

平成17年7月26日提出。古河市・総和町・三和町合併協議会会長館野喜重郎。

ページ数でございますが、13ページからになります。ここに、この13ページから19ページにかけまして、新市の本所、それから支所の機構図を載せてございます。

概略説明を申し上げますと、本所、現在の総和町役場の方になりますけれども、この中に、市長部局といたしまして11の部、それから38の課をもって機構となっております。そして、教育委員会の部局でございます。二つの部と七つの課をもって構成されます。そのほかに、行政委員会事務局といたしまして五つの局を設けて本所の機構となっております。これは、3市町の総務部長を中心にしまして今まで検討されてきてまして、助役さん会議等におきまして十分に調整されて、この形になってございます。

それから、古河支所の形でございます。古河支所は、市長部局といたしまして19の課、教育部局が三つの課、それから三和の支所におきましては、市長部局が19、それから教育部局が3課。

以上、このような形で機構図が決まりましたので、ご報告させていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○館野会長 説明が終わりました。

何か質疑があればお受けしたいと思っておりますので、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館野会長 ないようでございますので、以上で報告第25号の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第26号 事務事業の調整結果についてを事務局より説明をお願いいたします。

○上竹事務局次長 20ページになります。

報告第26号 事務事業の調整結果について。このことについて、別紙のとおり報告します。平成17年7月26日提出。古河市・総和町・三和町合併協議会会長館野喜重郎。

まず最初に、この報告事項でございますが、この協議会、過去におきまして、いろいろな事務事業の提案をさせていただきました。その中で、合併時に再編する、あるいは統合するという調整方針が決定された案件が幾つもございます。その中で、合併時に統合というのは、例えば古河市に合わせて、古河市を参考にということで、それはその形に決まったので報告はいたしませんけれども、ただ、再編すると。では、どういう形で再編されたのかということでの報告でございます。その案件の総数が、47件ほどございました。その中で、委員の構成であるために提出しなくてもいいと思われるもの、それから施設の管理方法等の事務的な手続を調整するもの等を省きまして、31件。皆様の資料には、21ページから37ページまでにかけて、ご報告をしてあるところでございます。

21ページの最初のページに戻っていただきまして、この表の見方でございますけれども、左側に事務事業名が書かれてございます。そしてその次に、古河市、総和町、三和町

の現況が書かれています。そしてその次が、皆様にお諮りいたしまして決定された調整方針です。これでいいですと「合併時に再編する。」、この再編というものについての報告になります。そして、実際にこの間、事務方で調整した結果が一番右側の欄に書かれている、こういう記載方法になってございます。

そういうことございまして、高額療養費貸付事業から始まりまして、37件の事務事業についての調整結果の報告でございます。内容については、細かい字でたくさんありますので、どうぞ後で詳細にごらんいただければと考えてございます。

これをもちまして、報告とさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○館野会長 説明が終わりました。

何か質疑がございましたらお受けしたいと思います。

ちょっと細かい字で時間がかかりますけれども。

○田中委員（三和町） 防犯灯の管理ですが、新市になった場合に、今までは各行政区で電灯の使用料を負担していたのですが、三和の場合は、それは、今度新市になった場合は市の方で負担していただけるのですね。

○上竹事務局次長 お答え申し上げます。

事務方に確認したのですが、完全に費用も修繕費も設置費も新市負担になるというのは、18年4月からでございます。それで、現在のサービス水準を後退させないということでございますので、三和町なんかの例におきましては、今まで修繕費は行政区負担が20%ほどございました。それは、9月12日の合併をもって新市が全部費用は持つ。ですから、完璧な、新市が負担をとるということではございませんけれども、現行の水準を下回らない、必ず上に上がったという形で調整されてございますので、ご理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○田中委員（三和町） ちょっとくどいようですが、では、18年度からは電気料についても新市で負担してくれるのですね。

○上竹事務局次長 はい。そういうようになってございます。

○田中委員（三和町） わかりました。ありがとうございました。

○館野会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館野会長 ないようですので、以上をもって報告とさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○館野会長 では、報告26号は、そのようなことで報告を終わります。

続きまして、協議第58号 新市の特別職の報酬等についてを議題といたします。

特別職の報酬等につきましては、当合併協議会の諮問機関といたしまして、新市特別職報酬等審議会を設置させていただきまして、5月11日に諮問させていただきました。その後、審議を重ねていただきまして、7月20日に答申をいただいたところであります。本日は、その答申結果をもとに、皆さんにご審議をいただくものでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○荒井事務局長 資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

事務局長よりご説明申し上げます。

協議第58号 新市の特別職の報酬等について。

このことについて、古河市・総和町・三和町合併協議会新市特別職報酬等審議会の答申結果を踏まえ、別紙のとおり協議に付します。平成17年7月26日提出。古河市・総和町・三和町合併協議会会長館野喜重郎。

42ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、新市特別職報酬等審議会の審議経過についてご報告を申し上げたいと思います。

当審議会は、1自治体3名、計9名で構成をされまして、委員さんの名簿がその下段に一覧表で付されておりまして、古河市の松原さんが委員長、総和町の宮さんが副委員長、三和町の蒔田さんが副委員長ということで、委員長、副委員長3名を決めて、平成17年5月11日、この日が第1回の審議会でございまして、会長より委員長に諮問された後、特別職報酬等の現況についてご報告させていただきました。以来、5月31日、6月10日、6月30日、計4回の審議会を開催し、7月11日に、委員長、副委員長で、それまでの審議経過を踏まえた答申案の取りまとめをさせていただきました。それに基づきまして、去る7月20日、委員長より会長に答申を申し上げたところであります。

それでは、戻っていただきまして、40ページをお開きいただきたいと思います。

特別職報酬等審議会の答申についてご報告を申し上げたいと思います。

新市における特別職の報酬等の額について(答申)。平成17年5月11日付、古総三協発第23号で諮問のありました標記事項について、本審議会は慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

この答申内容の具体的な金額等については、39ページに改めて一覧表として、39ページは、1. 給料・報酬の常勤職から固定資産評価審査委員会、2. 期末手当の常勤職と議会、3. 旅費(日当)、4. 費用弁償と、一覧表にしてありますので、この答申内容は、その39ページの表の金額欄の一番左側、新市と頭にありますが、これが答申内容でございます。

この答申に至る経過について、41ページを開けていただきたいと思います。41ページでは、答申理由と付帯意見を記載させていただいておりますので、これを読ませていただきたいと思います。

2. 答申理由

答申をまとめるに当たっては、特別職の職務内容及び勤務態様等を分析し、これに加えて合併協議会で確認されている「同規模自治体の特別職の職員の報酬額を参考に合併時までに調整する。」という合併協定を踏まえ、同規模自治体及び県内他市との比較を基に、広い視野に立って率直な意見交換を行い慎重に審議した。

特別職の報酬等については、新生「古河市」が約15万人の規模となり、特別職の人員も基本的に3分の1となることから、その職責が重くなることは必至であり、同規模自治体等を参考にとりまとめたものである。

ただし、議会議員については、在任特例を適用することから現行の報酬額をベースに検討を行った。その結果、「新市においても議員として同等の職責を負う」、「新市発足にあたっての議員の役割は極めて重要である」、「県内の事例と比較すると報酬額の差異が少な

い、「在任期間が古河市の議員任期であるのに対し、総和町と三和町の議員任期は約10ヶ月程度縮小される」などの理由から、多数決により古河市の報酬額に統一することとした。また、農業委員会委員についても、同様に在任特例を適用することから、全会一致により三和町の報酬額に統一することとした。

最後に、市政運営の先頭に立つ市長、議会議員等の特別職におかれては、新生「古河市民」の負託に応えるため、一層の市民サービスの向上を目指し尽力されることを希望する。

3. 付帯意見

(1) 議会議員の報酬については、約1年8カ月の在任特例を適用することとしているが、合併の目的のひとつが健全財政の確立にあることから、期間内の財政支出を極力抑える必要があること、並びに住民感情等を考慮し、現行の3市町の報酬額に据え置くべきとの強い意見があった。

(2) 特別職の報酬については、新市においても社会経済情勢や財政状況などに鑑み、期末手当のあり方を含め、引き続き制度面において研究されるとともに、適宜、報酬審議会を設置し、時代の趨勢にあった改定が行われるよう配慮願いたい。

ということでの答申でございました。

それでは、39ページに戻っていただければと思います。

39ページの、まず給料・報酬ですけれども、常勤職については、市長97万、職務執行者97万、助役76万、収入役・教育長70万となっておりますけれども、議論の過程で、算出根拠については、関東圏内同規模6自治体並びに県内4自治体との比較検討の中から、県内4自治体の市長報酬額についての市民1人当たりの負担額、これの平均をとりますと、約6.65円。したがって、これに新市の人口を掛けますと、おおむね97万ということで、この額でいこうということになりました。

助役、収入役、教育長につきましては、現在の古河市の条例報酬額90万から97万になりますので、この引き上げ額のアップ率を助役、収入役、教育長に乗じて76万あるいは70万という金額を出ささせていただいたところであります。

なお、議会につきましては、先ほどの答申理由並びに付帯意見のとおりでありまして、古河市の現在の報酬月額、議長・45万円、副議長・41万円、議員・38万円でありますので、その額に統一させていただいたということでありまして。

それからその他の教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会等についても、他の先進自治体、同規模自治体の報酬月額をもとにそれぞれ算出させていただいて、決めてきたものであります。

なお、2. 期末手当は現行どおりであります。

3. 旅費についても現行の2,600円で古河市に合わせてまとめさせていただきました。

それから4番目の費用弁償でありますけれども、費用弁償については、議会から固定資産評価審査委員会まで、今まで支給がございましたけれども、古河市の議員さん、さらに三和町の各委員さん方への支給はありましたけれども、今後は支給なしということで、今回の答申とさせていただきますので、協議をお願いしたいと思います。

○館野会長 ただいま説明が終わりました。

ご意見、ご質疑等がございましたら、挙手をしてご発言をお願いしたいと思います。

総和町の内藤委員さん。

○内藤委員（総和町） 41ページの付帯意見というところについて質問したいと思いません。

全体的に、この付帯意見の前に、多数決により古河市の報酬額に統一することにした、まずこの多数決というものの中身ですね。多数決というのは、この審議会の中で反対はどのくらいあったのかがまず一つ。それだけお答えいただきたい。

○荒井事務局長 2名でございます。

○内藤委員（総和町） 付帯意見の中で、私の意見は、やはりこの（1）のように、期間内の財政支出を極力抑える必要があること、それから住民感情を考慮しまして、現行の3市町の報酬額に据え置くべきだ、この意見に私は賛成なのです。その理由は、私たちが議員として選ばれたのは、合併を前提として選ばれたわけではございません。あくまでも、総和町の町議会議員として町民から負託された、それに対する報酬というふうに感じておりますので、市になったからといって古河市に合わせるというのは、やはり町民感情に非常に問題点を起こすのではないかと、こういうふうには私は思うのです。いろいろ意見はあると思いますけれども、やはり、選ばれた自分の地位と役割に対する報酬であるということを肝に銘じながら、私はこの案にはにわかに賛同できない、こういう意見であります。

○館野会長 ということは、古河市は古河市の現行の報酬で……。

○内藤委員（総和町） そのとおりです。

○館野会長 それから総和と三和はやはりそのままということのご意見ですね。

○内藤委員（総和町） そうです。それが在任特例期間中はそれでやった方が、やはり町民、市民に対する理解が得られるのではないかと。その目的は、財政再建というような問題だということをここで強調したいと思えます。

○館野会長 はい、わかりました。

そのほか何かご意見がございましたら。

では、岩本さん。

○岩本委員（総和町） 今の内藤さんの意見と少し違うのです。私は、この答申理由の中に、新市においても議員として同等の責務を負う。新市発足に当たっての議員の役割は極めて重要である。在任期間が古河市の議員任期であるのに対し、総和町と三和町の議員任期は約10カ月ほど縮小される。だから、古河の金額に合わせたのだということは、これは根拠はないし、それと、今、内藤さんがおっしゃったように、財源の問題に関しても、これは当てはまらないと思うのです。根拠がないと私は思うのです。

それともう一つは、今、内藤さんがおっしゃったように、据え置くということなのです。そうしますと、総和町の議会の方は33万5,000円、古河市は38万円となっているわけです。据え置くからそれでもいいのではないかと、附帯されているのは、総和町の議員としてやるのだから、三和町の議員として私たちは負託を受けたからということなのですけれども、でも、新市ができて、そこで仕事をやる仕事の量、質、これは全く同じことだと思えるのです。それで、同じことなのに、古河の方だけがなくて、総和と三和の議員さんが低い、これはおかしいと思うのです。では、議員さんの質が落ちるのかということ、絶対落ちていないですね。これは立派ですね。そうであれば、古河の議員さんを総和町、三和町の金額に合わせていただく、下げていただくということの方が私は筋が通るのではな

いかと思うのです。

それで、先ほどもらったので、私、ちょっと計算してみたのです。今この答申できているところからいきますと、5億5,680万、金額になるのです。私の試算でいきますと、4億9,028万円、その差額は6,652万円という差が出ます。これには、いわゆる期末手当というものは含まれておりません。つまり、議会の皆さんと農業委員会の皆さん方は、確かに私たちが議員特例を使ったわけですが、それで延びたわけです。総和と三和の人は10カ月間ぐらい短くなってしまふ。その給料が減るから、そこも穴埋めするのだという考え方はどうかと思うのです。

最終的に、こういう報酬については3首長さんの話し合いで決まるでしょうから、こういう意見もあったということを加味しながら、首長さんの方では決めていただければと思っております。

○館野会長 わかりました。そのご意見を銘記しておきたいと思います。

ほかにございませんか。

では、田中さん。

○田中委員（三和町） 実は、この資料を二、三日前にいただいたのですが、いただいて、多くの私の知り合いに、こういうふうはどうやら決まるそうだよという話をしたら、10人が10人、みんな、ええっと言って、そんなばかなという反応なのです。ですから私は、理屈がどうこうと言うつもりはないのですが、一般住民の意識としますと、議員さんの任期が総和さんと三和さんの場合は詰まるよと、そういう受け方ではなくて、逆に在任特例で合併したら3分の1ぐらいの規模になる、定数がうんと減って負担が少なくなるというふうに考えていたのを、任期特例で、大勢の議員さんがさらに古河市の議員さんの任期まで議員をやるわけですね。ですから、大勢の議員さんを抱えることによる費用の増大、非常に多くのお金がかかる。それと、自分たちが今、私も含めてそうなのですが、非常に一般的にはリストラされたり、いろいろな形で給料も下がったり、所得は逆にここ何年かはどんどん減り続けている現状なのです。そういう住民の感情からすると、ストレートに、理屈がどうこうではなくて、単純に高いところに合わせたということに対して、住民感情としては非常に受け入れづらいということで、それだけはこの席でちょっと申し上げさせていたいただきたいと思います。

○館野会長 特にこうしろという具体的なことではなくて、今の答申が、今の状態からすると、それに合わないのではないかとということですね。住民感情としてはちょっと合わないのではないかと、こういうことなのでしょう。

○田中委員（三和町） そうですね、単純に高いところに合わせるのではなくて、非常に多くの議員さんが議会へ籍を置くわけですから、せめて平均値ぐらいに抑えていただければ、住民の方としては、気持ちの上で納得できるのかなという、そういう風を感じましたものですから、ちょっと意見として出させていただきました。

○館野会長 ありがとうございます。

そのほかにございませんか。

では、渡辺さん。

○渡辺委員（古河市） 私、在任特例を使うことに対して反対した立場からも、あと住民のいろいろな意見を聞いた部分から、今皆さん、三和の方とか総和の方がおっしゃったよ

うに、住民の方自体は、議員さんの任期が多いだの少ないだのというのは一切、関係ないと言っては失礼ですけれども、まずそのことに関しては、ノータッチのような状態の反応があるのです。ただ、その議員さんの報酬に関して、何で高いところに合わせるの、その議員の特例を使うことに関して、何でそんな多い人数、73人であるのという、そういう意見の方が多いわけであって、まして古河の、見せていただいたように、皆さんおっしゃいますように、一番高い金額に報酬を合わせることは、また住民感情から言ってよくないことではないかと思うのですが。

ならば、多いところ、少ないところあるかと思いますが、その平均値ではないですけれども、そういうここにあらわしていない数字の表か金額というものを改めて表示すべきではないかと思うのですが、もう少しご配慮を、いろいろお考えいただきたい金額かと思えます。

○館野会長 特に具体的な数字を述べるということではなくて、平均とかそういうことではなくて、とにかくそういう住民感情を考慮してということですね。

○渡辺委員（古河市） 金額的にも高いところ、少ないところと、私たちはこの表を見てしまいましたからわかるわけであって、住民の方自体は、一生懸命いろいろなことを、詳細書類を取り寄せてわかっていらっしゃる方もいますけれども、ならば、高いところに合わせるのではなく、高いところと低いところがあるわけですから、その平均値とか、持ってきようもあるのではないかと思うのです。これは本当の一例ですけれども、担当の方がもう少しお考えいただきたい点を言いたかったわけです。

○館野会長 はい、わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、それでは、この場では皆さんのご意見を、貴重なご意見なので、それを踏まえた上で、答申の意見と両方を取りまとめまして、後日、3首長で協議をいたして、どのように決まるか、具体的にどうなるかということはまだちょっとわかりませんが、後日これを検討してまいりたいと思います。きょうの皆さん方のご意見を十分踏まえた上で協議をしていきたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

そのようなことで、協議第58号 新市の特別職の報酬等についての議題を終了したいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○館野会長 続きまして、最後になりましたけれども、協議第59号 古河市・総和町・三和町合併協議会の廃止についてを議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○荒井事務局長 43ページをお願いしたいと思います。

協議第59号 古河市・総和町・三和町合併協議会の廃止について。

このことについて、別紙のとおり協議に付します。平成17年7月26日提出。古河市・総和町・三和町合併協議会会長館野喜重郎。

次のページをごらんになっていただきたいと思えます。

古河市・総和町・三和町合併協議会の廃止について。

平成17年9月12日に、古河市、猿島郡総和町及び同郡三和町が合併して古河市を設

置することに伴い、平成17年9月11日をもって、古河市・総和町・三和町合併協議会を廃止する。

なお、廃止に伴う決算等については、下記のとおりとする。

記

1. 協議会の収支については、協議会規約第19条の規定に基づき、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
2. 決算及び監査の報告については、速やかに決算及び監査報告書を作成し、委員に通知するものとする。
3. 協議会の所有する財産及び剰余金については、すべて新市に引き継ぐものとする。

これが、廃止に関する記でありますけれども、表のところをちょっと説明させていただきたいと思います。

本日、この協議会、第15回合併協議会において廃止についてご承認をいただきました後には、8月になってからになりますけれども、地方自治法第252条の6による手続に入りたいと思っております。この地方自治法の規定による手続とは、1市2町の臨時議会において、この協議会を廃止することについて議決を求めるものであります。その議決をいただきました後に、1市2町において協議書の締結をし、告示をさせていただきます。この締結、告示が終わりましたら、その旨を県知事に届けをすることによって、必要な手続が済むわけでございます。したがって、先ほど冒頭にもございましたように、本協議会は9月11日をもって廃止するという方向で、今後、手続に入らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○館野会長 説明が終わりました。

冒頭にも申し上げましたように、1市2町の合併につきましては、総務大臣の告示をいただき、正式決定いたしましたので、合併の前日をもって当協議会を廃止させていただくものでございます。

ただいま説明のあったようなこれからの過程を踏まえまして、これから進めてまいりたいと思いますので、何かご意見、ご質疑等がございましたらお願いしたいと思います。

何かございませんでしょうか。

○白戸副会長 済みません、先ほど質問すればよかったのですが、新市の特別職の報酬等の額についてのことでございますけれども、3首長でということ、げたを預けられましたけれども、このことにつきまして、3首長で決めれば議員の皆さんは全部従っていただけるということなんでしょうか。その辺をしっかりといただかないと、またこの答申と同じような結果になってしまうのではないかと思うのです。その辺のことを、本来ならば、ここで決めていただくのが私はいいいことだと思うのですが、その辺をお願いします。

○荒井事務局長 ただいまのご意見につきまして、事務局の方から手続等について話をさせていただきますと思っております。

特別職の報酬等については、最終的には条例等の、いわゆる定めが必要になってきます。この条例等の定めにつきましては、9月12日付で職務執行者が専決処分をいたすことになっております。したがって、その専決処分をするまでの間にどこかできちっと金額

等を定めておかなければ、職務執行者がその責任において定めるということとは、非常に難しいであろうと考えております。したがって、法的な手続は専決処分でありますけれども、それに至るプロセスにおきましては、やはり首長さん方で3人で合意をいただいて、そこで方向性出して、職務執行者が3首長の合意のもとに金額を定めて専決処分をするというのが当然の手続だろうと思っております。

先ほど会長からお話がありましたように、答申書並びに本協議会によるきょうの委員の皆様方のご意見は、当然そこに反映されてしかるべきものと考えておきまして、このことを3首長さん方にはお含みおきいただければと考えております。

事務局として、手続の説明は以上でございます。

○館野会長 私の方から一つ。

私の意見とすれば、きょうの意見は意見として真摯に受けとめまして、そしてまた、3首長とって、3首長だけで勝手に決めるというのは語弊がありますけれども、そういうわけにもいかないと思いますし、慎重にきょうの会議、それからまた各市、町の議員さん等の意見、意向等も参酌した上、3人で結論が出るかどうかわかりませんが、とにかく専決をする時期が決まっておりますので、それまでに鋭意努力をいたしまして結論が出るような方向で努力をしていきたいと思っております。

○荒井事務局長 もう1点、説明させていただきます。

専決処分をいたしました条例等については、新生古河市における議会において処分に対する承認を求める議案を提出する予定になっております。

以上でございます。

○館野会長 よろしいでしょうか、今言われたようなことで。

どうぞ。

○大里委員（古河市） 会長さんの最後の説明の中で、きょうの話し合いの中ではいろいろな意見が出ましたね。その中で、きょう結論を出さないで3首長で協議したい、その結論に従って、職務執行者ですか、専決しますという説明だったのですが、それはそういうことでいいと思うのです。ここで結論を出さない、大事にするという意味からも。ただ、会長さんの説明の中で、3首長で話し合うと同時に3議会の方にも話をと出たのですが、旧ですね、旧3議会の方に話を持っていくと、余計こじれるというか、難しくなる。だから、その話はない方がいいのではないかと思ったので、3首長に、このきょうの会議としては3首長に任せたわけですよ、結論を。ですから、そこで締めて、3首長の責任で結論を出すということの方がいいのかと思いましたが、一言。

○館野会長 私も、それは基本的にはそういうことなのですが、いろいろと町民、市民の意向もあるでしょうし、それからまた議員さんたちの意向もあるということも、正式な場というか、そういうことではなくて、いろいろと参酌した上で3首長で協議するということがございます。そのことをそれぞれの議会に伺いを立てるみたいなことではなくて、そうではなくて、いろいろとそうしたものを総合的に参酌した上、市民、町民あるいはまた議員の皆さん、それからそのほかもろもろの意向を十分聞いた上で結論を出すべきかとは思いますが、非常に難しいことだと思っております。

そういうことで、どうぞ。何か、最後ですので、もしご発言がございましたら。

○柳委員（古河市） 合併協議会で、きょう協議にのったこのことについて、3首長に任

せるという協議会の同意をとったら、その方がいいのではないですか。何だか、うやむやになって話がわからなくなっちゃうよね。

○館野会長 ちょっと待ってください……。

○内藤委員（総和町） 前の14回の合併協議会の会議録に書いてあるのですよ。これは、荒井事務局長が言ったのですね。その中で、報酬については3首長で協議をして、その後、職務執行者が専決処分を行います、こういう筋道があるのです。ですから、会長さんは、皆さんの先ほどの意見を踏まえ、そして、この答申に基づき鋭意検討して三者で決めますと言ってくれれば、それで済むわけなのです。何かごちゃごちゃしているから、わからないのです。

○館野会長 一任云々が今出ましたけれども、58号の方の協議は終わってしまっておりますものですから、今、内藤委員からもお話がありました、柳委員からもお話がありました、そうしたことを踏まえた上で、とにかく3首長で今後協議をして何らかの結論を出そうと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、59号、先ほどの古河市・総和町・三和町合併協議会の廃止については、先ほどいろいろご議論がございましたけれども、これらについて承認いただきたいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。解散について。

〔挙手全員〕

○館野会長 ありがとうございます。全員挙手でございますので、原案のとおり決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。

また、本日をもちまして、当合併協議会の会議はすべて終了し、最後ということになりました。皆さんどうもありがとうございました。

次に、その他でございますけれども、何か事務局の方、その他ありませんか。

○荒井事務局長 特にありません。

○館野会長 その他ということは特にないようでございますので、ここで改めまして、私並びに古河の市長さん、総和の町長さんから一言お礼を申し述べさせていただきます、最後にしたいと思っております。

それでは、先に私の方から。

きょうまで15回にわたりまして、古河、総和、三和の合併協議会委員の皆さんには大変熱心にご協議をいただきまして、ありがとうございます。

顧みれば、一昨年、平成15年3月に第1回の会合がございまして、6回の会合をやっ、それからちょうど1年間空白がございましたけれども、昨年の8月から、ちょうどきょうまで、やっぱり1年間になりましたけれども、その間さらに9回の会合を開きまして、皆さんに非常に精力的に、毎度毎度、建設的なご意見でまとめることができまして、おかげさまでこのような形でできましたこと、私も非常に皆さんに感謝をしているわけでございます。

「終わり良ければすべて良し」という言葉もございますが、ここで、一応、協議会の方は終わりになりますが、さらにまた合併はこれからの新しい出発点でございます。その中で、我々といたしましても、これまで合併協議会の皆さんにいろいろご発言いただき、また、ご助言いただいたことを十分踏まえた上で、新たな合併の出発点にしたいと考えて

おります。

今後とも、ひとつ何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○小久保副会長 改めて、一言御礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

平成15年3月に第1回目の合併協議会が開かれて以来、15回の合併協議会の、委員の皆さん方の熱心なご議論の積み重ねが今日に至ったわけであります。改めて協議会の委員の皆さん、そして関係者の皆さんに御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

新市誕生ということが、もう間もなく現実のものとして出てきます。先ほど県西地方総合事務所の所長さんのお話の中にありましたけれども、合併してよかった、こんなような思いが残るような、そんなことが言えるような、そんな新しい枠組みでの古河市になるように、それぞれの立場でさらにご尽力をいただきたいと思ひますし、私自身、3首長それぞれ、それに向かってさらに努力をしてまいりたいと思っております。

大変ありがとうございました。(拍手)

○白戸副会長 それでは、一言御礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

私は、昨年の9月30日、第8回の合併協議会からこの協議会に出席をさせていただきました。きょうは15回でありますので、8回のこの協議会に出席させていただきました。

そういうことで、2月27日に、わずか半年で合併協定の調印式をやったときには、本当に胸の震える思いでございましたけれども、こうして、きょうの合併協議会を最後にいたしまして、9月12日を待つということになりました。新しい市、14万6,000の市民の皆さんが、合併してよかったという、本当にそういうものが実感できるような、また、メリットが享受できるような、そういう新しい古河市になっていただきたいと思っております。

決してメリットというのは短期的なことばかりでなくて、子々孫々に、この合併が、先人はいいことをやってくれた、すばらしい決断をしてくれたと言われるような合併でありたいなということを願いつつ、御礼のごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○荒井事務局長 それでは、以上をもちまして全日程を終了させていただきます。

これにて散会をいたしたいと思ひます。

ありがとうございました。

午後3時11分閉会

平成 年 月 日

会議録署名人

会議録署名人

会議録署名人